

住民監査請求に係る監査結果報告書

(消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約に係る住民監査請求)

泉大津市監査委員

目 次

第1	請求の受付	1
1	請求人	
2	監査請求書の提出	
3	請求の要旨	
4	請求の要件審査	
第2	監査の実施	3
1	監査対象事項	
2	監査対象部局	
3	請求人の証拠の提出及び陳述	
4	関係対象部局に対する事情聴取	
5	関係対象部局の見解	
第3	請求内容に係る事実経過	5
1	工事名・請負金額・請負者・契約日等	
2	公正取引委員会による課徴金納付命令日	
3	株式会社富士通ゼネラルの排除措置命令・課徴金納付命令の取消訴訟提起	
4	民法第709条の不法行為による損害賠償請求権について	
5	契約約款第50条による賠償金請求権について	
第4	監査の結果	6
第5	結論	6

1 請求の受付

1 請求人

(氏名省略)

2 監査請求書の提出

令和2年3月2日

3 請求の要旨 (原則として原文のとおり。)

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、泉大津市長に対し、株式会社富士通ゼネラルから下記の各契約に関して下記の金員を市に支払わせるための必要な措置(時効中断措置も含む。)をとることを勧告するよう求める。

記

本件契約

株式会社富士通ゼネラル 1825万円及び利息ないし遅延損害金

第2 監査請求の理由

1 監査請求にかかる契約

(1) 契約

泉大津市(以下「市」という。)は、消防救急デジタル無線システム整備工事の工事請負を指名競争入札の方法により発注した。(工事名「消防救急デジタル無線システム整備工事」)。

これに対し、株式会社富士通ゼネラル(以下「富士通ゼネラル」という。)等が入札し、その結果、富士通ゼネラルが落札した。

そして、市と富士通ゼネラルは、平成26年2月6日、請負代金1億8252万円(消費税込み)で、消防救急デジタル無線システム整備工事の請負契約(以下「本件契約」という。)を仮契約として締結した。その後、市議会の議決を経て本件契約は本契約となった。本件契約には、下記の規定がある。

記

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第50条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、請負代金額の100分の10に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

(1)乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本

項において同じ。)に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、独占禁止法第49条第7項の規定により確定(同法第52条第5項の規定により確定したときを含む。)したとき。

(2)乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が、独占禁止法第50条第5項の規定により確定(同法第52条第5項の規定により確定したときを含む。)したとき。

(3)独占禁止法第65条から第67条の規定による審決(同法第66条第3項の規定により原処分を全部取消す審決又は第67条第2項の規定により該当する事実がなかったと認める審決を除く。)に対して乙が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。

(4)公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決の取消しの訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき又は乙が当該訴えを取り下げたとき。

(5)第47条の2第1項第4号に規定する刑が確定したとき。

(6)第47条の2第1項第5号に該当したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に規定する賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、年当たり政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率の割合で計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(2)公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気に独占禁止法第3条違反(以下「本件談合」という。)があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令(平成29年(措)第1号)を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令(平成29年(納)第1号ないし4号)を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(3)市の有する債権

富士通ゼネラルには、本件契約の第50条第1項第1号乃至第6号に該当する事由がある（なお、上記排除措置命令等が未確定であるとしても、実体法上の請求権は既に発生しており、後述のとおり、時効中断の措置が必要である。）。

よって、市は、富士通ゼネラルに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし本件契約に基づく賠償金請求権として、請負代金額の100分の10である1825万円（1万円未満切り捨て）及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで本件契約第50条第4項に基づく割合又は年5%による利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

2 時効中断の措置が求められること

既に述べたとおり、上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は富士通ゼネラルとの関係では確定していないものの、上記1(3)で述べた市の富士通ゼネラルへの債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権を含んでおり、これらの請求権は、上記命令の確定とは無関係に上記の排除措置命令及び課徴金納付命令のあった令和2年2月2日ごろに消滅時効が完成するおそれがある。この点、富田林市においては、時効中断の措置を既に取っている。市がこれらの措置を怠り、上記の債権が消滅した場合、泉大津市長及び当該手続きに関与した者らは、市に対し、巨額の損害を与えたと言わざるを得ず、同人らは、市に対し、損害賠償義務を負うことになる。

第3 結論

以上の通り、市は、富士通ゼネラルに対して上記の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

4 請求の要件審査

請求内容についての具体的な検討に先立って、本請求が地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年3月13日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、市が株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）に対し、消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約に関して、金額1825万円及び利息ないし遅延損害金の金員を市に支払わせるための必要な措置（時効中断措置を含む。）を取ることが怠っていると指摘しており、地方自治法第242

条第1項に規定する財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

2 監査対象部局

泉大津市消防本部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

予め請求人から、陳述の機会は不要であるとの申し出があり請求人の陳述は行わなかった。

4 関係対象部局に対する事情聴取

関係対象部局である消防本部職員に対して、次のとおり事情聴取を実施した。なお、この事情聴取に際して請求人（代理人）が立会いをした。

日時 令和2年4月8日（水）午前10時00分～午前10時16分

場所 泉大津市役所 3階 委員室

事情を聴取した職員

消防長、消防署長兼警防課長、消防本部参事兼総務課長

警防課参事兼消防署副署長

5 関係対象部局の見解

当該工事請負契約は、制限付き一般競争入札により富士通ゼネラルが落札、平成26年2月6日に仮契約、同月21日に議会議決を経て本契約となったものであるが、平成29年2月2日に公正取引委員会より「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）」の規定に違反するとして、排除命令及び課徴金納付命令が課された。

市としては、平成29年3月に公正取引委員会から命令書の写しの提供を受け、当該契約が命令の対象になった事実を確認、契約約款第50条が適用できると考え、課徴金の納付期限が同年9月であることから、同年5月に富士通ゼネラルの担当者に説明を求めたところ、「公正取引委員会からの命令に合意するか、取消訴訟を提起するかについて取締役会で協議し決定する。」との回答を得た。同年8月に当該取締役会を経て富士通ゼネラルが各命令の取消訴訟を提起したことから、係争中は契約約款第50条の規定に該当しないため、この取消訴訟の進捗を注視するとともに、富士通ゼネラルの担当者に定期的に報告するよう要請した。

なお、この富士通ゼネラルの担当者には、同社が取消訴訟で敗訴するなど、公正取引委員会からの命令が確定すれば、速やかに契約額の100分の10を賠償請求すると伝えている。

その後、取消訴訟の行方を注視していたが、令和元年度に入り、民法上の時効と考えられる令和2年2月が迫る中、契約約款に「談合等による賠償条項」の規定がない大阪府下の自治体等が損害賠償を請求、または請求する動きがあるとの

情報を得たため、市としても令和元年7月より顧問弁護士に相談を行い様々な助言を得た。

主な助言として、一つ目は、民法第709条に規定する不法行為による損害賠償請求は可能であるが、勝訴して得た賠償金は、契約約款の賠償金と相殺される可能性が高く、さらに別途訴訟経費が必要である。二つ目は、契約価格と最低制限価格の差額、税抜397万8千円を損害額とし、これに遅延損害金などを加え、賠償額として請求することになる。三つ目は、公正取引委員会が命令を公表した平成29年2月2日から3年後の令和2年2月1日をもって時効が成立すると考えるが、損害賠償請求訴訟を提起すれば中断となり、また催告状を送り時効を6か月延伸させることも可能である。四つ目は、契約約款第50条の賠償は、富士通ゼネラルが提起した取消訴訟で同社が敗訴、または訴えを取り下げたときをもって請求することができ、時効はその日から5年後であるとの内容であった。

これらの助言を受け、市としては、契約約款による賠償と不法行為による賠償を検討したところ、双方の賠償を請求したとしても、互いに相殺され、賠償合計額に差異はないとの考えに至った。

また、仮に不法行為による損害賠償請求訴訟を提起した場合、市が別途、訴訟経費等を負担することとなり、この経費等には、弁護士への着手金や訴状作成費用などが含まれ、試算では110万円を超える額となる。

以上のように検討した結果、令和2年2月までに時効中断の措置、すなわち、不法行為による損害賠償請求訴訟を提起したとしても、得られる賠償額に差異はなく、別途、訴訟経費等を負担することとなる。

不法行為による賠償請求権が時効により消滅したとしても、契約約款に基づく賠償請求権を有しており、公正取引委員会が課した命令が確定した時点で賠償を請求することとしているので、請求人が指摘する損害は発生しないと考えている。

第3 請求内容に係る事実経過

本請求に係る事実経過は、消防本部から提出された資料及び関係職員の事情聴取等によれば以下のとおりである。

- 1 工事名 消防救急デジタル無線システム整備工事
請負金額 1億8252万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1352万円）
請負者 株式会社富士通ゼネラル
仮契約日 平成26年2月6日
議決日 平成26年2月21日
- 2 公正取引委員会による株式会社富士通ゼネラルへの課徴金納付命令日
平成29年2月2日
- 3 株式会社富士通ゼネラルの排除措置命令・課徴金納付命令の取消訴訟提起
平成29年8月1日 東京地方裁判所に提訴

- 4 民法第709条の不法行為による損害賠償請求権について
 - ・損害賠償請求は可能であるが、勝訴した場合の賠償金は契約約款の賠償金と相殺される可能性が高く、また、別途、訴訟経費が必要となる。
 - ・請求額は、契約価格と最低制限価格との差額である397万8千円を損害額として、これに遅延損害金を加えた額となる。
 - ・時効は令和2年2月1日に成立すると考えられるが、損害賠償請求訴訟を提起すれば中断となり、また催告状を送付し時効を6か月延伸させることも可能である。

- 5 契約約款第50条による賠償金請求権について
 - ・賠償金は請負金額の100分の10である。
 - ・時効については、排除措置命令・課徴金納付命令が確定した日から後の5年後となる。

第4 監査の結果

市は、本件に関し、顧問弁護士とも相談の上、民法第709条による損害賠償請求と契約約款による賠償金請求とを比較検討したところ、それらに差異はなく、かつ、民法第709条による損害賠償請求にあつては、別途訴訟費用等を負担することとなること、また、契約約款第50条による賠償金請求権の消滅時効は、株式会社富士通ゼネラルが提起した取消訴訟が確定した後5年後であり、民法第709条による損害賠償請求権が時効により消滅しても、契約約款に基づく賠償金請求権は有しており、市が、契約約款に基づく賠償金請求をすることとした判断は理解できる。

第5 結論

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

市が株式会社富士通ゼネラルに対し有する民法第709条に基づく損害賠償請求権が時効により消滅しても、依然として契約約款に基づく賠償金請求権は有しており、市は損失を被ることはなく、契約約款に基づく賠償金請求を行うとしていることから、地方自治法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実は認められない。

よって、請求には理由がないことから棄却する。